

会員規約

(名称)

第1条 当スクールは、吉田記念テニス研修センター(以下「TTC」という)と称します。

(所在地)

第2条 TTCの所在地は、千葉県柏市花野井936番地1とします。

(運営・管理)

第3条 TTCの運営、管理は、公益財団法人吉田記念テニス研修センター(以下「当財団」という)が行います。

(目的)

第4条 TTCは、会員の利用を通じて、心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の健全なコミュニティを築くことを目的とします。

(会員制度)

第5条 TTCは会員制とします。

- 2 TTCの会員(以下「会員」という)は、本規約および本規約に付随してTTCが定める利用規定(以下「諸規定」という)に同意し、所定の手続きが完了した方とします。
- 3 TTCに入会される方は、TTCが指定する入会申込書等の各種申請書に正確な情報を記載し、TTCに提出するものとします。

(会員資格)

第6条 会員は、次の各号を全て満たす方とします。

- ① 本規約および諸規定に同意した方
ただし、入会される方が未成年の場合は親権者が本規約および諸規定に同意し、同意書をTTCに提出された方
 - ② 健康な方(医師等により運動を禁じられていない方)
 - ③ 暴力団等の反社会的勢力との関与がない方、それに類似する団体に関係がない方
 - ④ TTCが会員として相応しいと認めた方
- 2 TTCは、次の各号に該当する方、またはその疑いのある方の入会を拒否することができるものとします。
- ① 目に付く刺青・タトゥーがある方
 - ② 過去に、本規約および諸規定を遵守しなかった方、またはTTCおよび他の会員に対し、第18条に規定する禁止行為やこれに類する迷惑行為を行った方(精神疾患による行為の場合も含む)
 - ③ 当財団または他の会員との紛争が解決しておらず、TTCを利用することが不適當であると当財団が判断した方
 - ④ 過去にTTCから除名処分を受けていた方
 - ⑤ 過去にスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止、または除名等の処分を受けた方
- 3 事後的に、前項の入会拒否事由に該当することが判明した場合には、退会を命じ、既に受領した金員は返金しないものとします。

(会員番号の発行)

第7条 TTCは、会員に対して会員番号を発行し、登録のうえ出席の管理をします。

2 会員は、TTCの利用に際し、所定の方法にて出席の手続きを行うものとします。

3 JJJJ TTCより付与された会員番号は、本人及び親権者のみが使用できるものとし、それ以外の者は使用できないものとします。

(諸手続き)

第8条 会員が入会申込書等に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをするものとします。

2 TTCから会員宛に通知・案内等をする場合は、TTCに届出のあった最新の連絡先に行うものとし、通知の未達等について以後の責を負わないものとします。

(諸規定の遵守)

第9条 会員は、本規約および諸規定を遵守するものとします。

(スクール期)

第10条 スクールは、1期1か月を1単位とします。

(年間登録料・会費)

第11条 会員は、入会時に年間登録料を支払うものとし、TTC はいかなる理由においても返金しないものとします。

2 会員は、別に定める会費を1か月毎に銀行口座振替にて支払うものとし、銀行口座は入会時に登録するものとします。

3 振替口座に変更が生じた場合は、会員は速やかに TTC に対して変更手続きを行うものとします。

4 会費は、毎月27日(休日の場合は翌営業日)に翌月分を振り替えるものとします。

5 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの受講料を支払うものとし、欠席した場合においても返金しないものとします。

(クラス変更・休会)

第12条 会員がクラス変更または休会を希望する場合は、毎月10日までに翌月期分以降の変更手続きを行うものとします。

2 クラスの変更は、希望する変更先の定員に空きがある場合のみ変更できるものとします。

3 休会中、会員は所定の休会費を前条に従って支払うものとします。

(退会)

第13条 会員は自動継続を原則とし、退会手続きがなされない限り会員を継続するものとします。ただし、退会を希望する場合は、会員本人または親権者が申し出て、所定の手続きを完了することにより退会できるものとします。

2 会員が退会を希望する場合は、毎月10日までに所定の退会届を提出するものとします。

3 退会手続きが完了した場合は、スクール期の最終日をもって退会とします。

4 会員が死亡、行方不明、重度障害等を被り、退会の申出が困難な場合には、会員の親族が会員に代わって退会手続きを行うことにより退会できるものとします。

5 会費、商品の購入代金等の支払いが終了していない場合は、本条に定める退会届の提出までにその支払いを完済するものとします。

6 会員が会費を3か月以上滞納した場合は、**通知催告を経て退会とします**。ただし、会員はその債務については全額を支払わなくてはならないものとします。

(レッスンの受講)

第14条 会員は、1スクール期に定められた回数のレッスンを受講できるものとします。

(レッスンの振替受講)

第15条 受講予定を変更または欠席する場合は、当該レッスンの開始1時間前までにフロントに申し出る(電話を含む)、またはインターネット予約システムで所定の手続きを行うことにより、別の日時に振り替えて受講(以下「振替受講」という)できるものとします。

- 2 振替受講は、在籍期間中および退会した翌月期まで利用できるものとします。振替受講期限は欠席日の翌月期までとし、振替受講期限を過ぎた場合は振替受講ができないものとします。
- 3 レッスン開始1時間前までに受講予定の変更、または欠席の手続きを行わなかった場合は、振替受講したものとします。
- 4 振替受講は、会員毎に決められたレベルのクラスに限り受講できるものとします。ただし、振替受講希望クラスの定員枠に空きがある場合に限りです。

(事故・感染症対応)

第16条 レッスンの受講は健康な方に限るものとし、会員の体調管理およびレッスンの受講の可否は自己責任とします。

ただし、各種感染症等に罹患またはその疑いがある場合は、TTCは会員の利用を制限できるものとします。

- 2 本規約および諸規定、施設利用上の注意事項、施設運営管理者または指導者の指示に従わずに生じた事故、自己責任の範囲に起因する事故、第三者に起因する事故について、TTCは責任を負わないものとします。また、この場合会員は施設運営管理者および指導者に一切の損害賠償請求等を行わないものとし、治療費等は自己負担とします。
- 3 レッスン中に事故が発生した場合は、応急処置を行います。処置等に関しては責任を負いかねます。

(損害保険)

第17条 TTCは、会員が被る損害等を補償する損害保険に加入しており、TTCの施設及びサービスの瑕疵により利用中に生じた事故による傷害等に対し、当該保険の対象とされているものにより、治療に要した費用等を支払うことがあります。

(禁止行為)

第18条 TTCの利用に際し、次の行為を禁止します。禁止行為をした方、またはその疑いがある方は、何ら催告なしに直ちに利用を停止し、退場等の措置を行う場合があります。

- ① 飲酒、または酒気帯び状態での利用
- ② テニスコート内での食事
- ③ 所定の場所(テニスコート・トレーニング室等)以外での練習
- ④ TTCのスタッフとの個人的な交際
- ⑤ 施設内での許可のない撮影、ビラの配布、署名運動、政治、宗教、営利等の行為活動
- ⑥ 他の会員またはTTCのスタッフに対する暴力的行為、恐怖を与える言動、その他一切のハラスメント行為
- ⑦ 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、その他法令または公序良俗に反する行為
- ⑧ 敷地内での火器(鉄砲類を含む)、凶器類の持ち込み、使用
- ⑨ 覚せい剤、麻薬、その他依存性薬物の持ち込み、使用、売買、またはそれらを助長する行為

⑩ その他、前各号に準ずる行為、またはその疑いがある行為

(会員資格の停止および除名)

第19条 会員が会費、その他の債務を 1~2 か月間滞納し、TTCからの支払い催告に応じない場合は、当該会員の会員資格を一定期間停止します。

2 会員が次の事由に該当するとTTCが認めた場合は、口頭または書面による通知により、当該会員の会員資格をはく奪し、除名します。なお、既に受領した金員は返金しないものとします。

- ① TTCの名誉、信用を傷つけたとき
- ② 本規約および諸規定に違反したとき
- ③ 会費その他の債務を滞納し、**会員資格の一定期間停止後も継続してTTCからの支払い催告に応じず、悪質性を確認したとき**
- ④ TTCに対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠蔽したことが判明したとき
- ⑤ TTCに入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したとき
- ⑥ 前条に規定する禁止行為をしたとき、またはその疑いがあるとき
- ⑦ その他、前各号に準ずる行為をしたとき、またはその疑いがあるとき

3 前項により会員資格をはく奪され、除名を受けた場合は、その後当財団が運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第20条 会員は、次の場合にその資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名
- ④ 運営上重大な事由により TTC を閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第21条 会員資格は本人限りとし、譲渡、または相続、その他の包括的な承継はできないものとします。

(年間登録料・会費等の料金改定)

第22条 TTC は、別に定める年間登録料・会費等の料金を改定することができるものとします。

2 前項の改定を行う場合は、館内掲示・HP等によって事前に会員へ告知するものとします。

(営業日および営業時間)

第23条 営業日および営業時間は、別に定めるものとします。

(休業)

第24条 TTCは、次の事由により施設の全部または一部を休業することがあります。また、一部を休業する際には運営形態を変更する場合があります。

- ① 天災地変、各種感染症の流行、その他やむを得ない理由等により、TTCが営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ② 警報・注意報の発令等により、TTCが営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生したとき

- ④ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ⑤ 毎年1月1日・1月2日およびTTCが別に定める休講日、その他TTCの都合により休業するとき
- 2 前項④⑤に定める事由により休業する場合は、館内掲示・HP等により事前に会員に告知するものとします。
- 3 第1項①から③に定める事由により休業する場合は、会員に事前告知することを要せず、かつ原則として会員に対し会費の返還を行わないものとします。

(盗難および紛失)

第25条 会員のTTC来館時に起きた盗難および紛失については、TTCに故意または重大な過失がある場合を除き、TTCは一切の損害賠償の責を負わないものとします。

(会員の損害賠償責任)

第26条 会員がTTC利用に際し、会員の責に帰すべき事由によりTTCまたは第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責に任ずるものとし、会員の同伴者に関しても責に帰すべき事由がある場合には、連帯して同様の責に任ずるものとします。

(利用制限および廃止)

第27条 TTCは、災害・社会情勢の著しい変化またはTTCの都合により、利用制限や一部または全部を廃止することがあります。

- 2 TTCの利用制限や一部または全部を廃止する場合は、3か月前までに会員に告知するものとします。
- ただし、当財団が緊急を要すると判断した場合には、告知期間を短縮することができるものとします。

(本規約・その他諸規定の改定)

第28条 TTCは、本規約、細則、利用規定、その他TTCの運営・管理に関する事項を改定することができるものとし、その効力は全ての起因に適用されます。

以上

2023年9月1日制定

2024年5月改訂